

平成30年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年2月7日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当部長 子ども未来部長 放課後子ども総合プラン推進担当副参事 子育て施策担当課長 男女いきいき推進課長		
	学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育支援担当課長 中央図書館長 子ども未来課長 子どもの未来応援担当副参事 保育課長 子ども家庭支援センター所長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	3号	平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	4号	東京都北区教育総合相談センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	5号	東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	5号	北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書について	了承
5	6号	「省エネ・インセンティブ制度」試行の終了について	了承
6	7号	就学援助小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給について	了承
7	8号	子どもの未来応援事業の拡充等について	了承
8	9号	北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について	了承
9	10号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年2月7日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第3号議案、「平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

初めに、平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第3号議案について、ご説明申し上げます。議案書の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開きいただきたく存じます。こちらにございますように、平成30年第1回東京都北区議会定例会に提出する議案の作成にあたりまして、記書き以下の項番号1の平成29年度一般会計補正予算(第5号)と、項番号2の平成30年度一般会計予算に係る教育委員会に対しての意見の聴取というものでございます。

初めに、補正予算のご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。平成29年度補正予算(第5号)となっております。今回の補正予算(第5号)でございますが、教育振興部及び子ども未来部から計上しておりますので、こちらの第1表歳入歳出予算補正は、両部の予算額を合算して示されております。そのため、詳細につきましては、後ほど教育振興部と子ども未来部でそれぞれご説明を申し上げさせていただきます。

第1表歳入歳出予算でございます。初めに、歳入です。表の補正額の欄、一番下の歳入合計で、減額の7億1,596万円、そして歳出につきましては、表の補正額の欄一番下の歳出合計で、減額の10億4,087万1,000円です。

その下、第3表特別区債補正でございます。学校改築事業で限度額27億9,100万円を28億4,500万円に変更しております。

それでは、内訳につきまして、教育振興部に関連するものからご説明申し上げます。

まず、お手元の左上に第3号議案参考資料①と書かれているものをお取りいただけますでしょうか。初めに歳出のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、裏面2ページをお開きください。

全体といたしまして、全てが減額となっております。増減説明のところにお示しのとおり内容でございますが、それぞれ契約差金ですとか、清算関係の内容がほとんどとなっております。主なものを幾つかご説明させていただきます。

第1項、教育総務費、事務局費、(2)の校務支援システム運営費でございますが、30年度から新たに導入する新校務支援システム、こちら、専用の帳票で使いづらいも

のは書式の変更を予定しておりましたが、見込みより変更する帳票が少なかったことによる契約差金となります。

その下、第2項、小学校費では、学校施設建設費の(2)学校リフレッシュ改修費でございます。滝野川第二小学校ほか2校のリフレッシュ改修工事設計委託の契約差金など、またその下第3項、中学校費の学校施設建設費では、飛鳥中の改築改修に係る調査委託契約差金等の計上でございます。

その下、第4項、校外施設費の校外施設管理費では、那須高原学園の一般用エレベーターと荷物用エレベーターの更新、いわゆる入れ替え工事に係る契約差金の計上です。

恐れ入ります、3ページのほうをごらんください。第5項、幼稚園費、(1)非常勤講師報酬等ですが、支援を要する子に補助員を配置しておりますが、最終的に8名の補助員の雇用となった結果、残額を計上しました。

歳出は以上でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、歳入になります。基本的には、歳出予算の減額に連動して、歳入予算も減額となっております。内容はそれぞれ増減説明にお示しのとおりでございますが、第15款の都支出金で、(5)の公立学校施設冷房化支援特別事業補助金についてです。対象校とその工事費が確定したため、今回822万8,000円を計上いたしました。また、(6)の家庭教育支援基盤形成事業費補助金ですが、家庭教育力向上アクションプランのプログラム、親子きずなづくり講演会や家庭教育学校などが補助金対象となるため、新規で申請したものでございます。

以上が教育振興部に係る補正予算のご説明となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

私のほうからは、子ども未来部関連の補正予算についてご説明をします。資料のほうは第3号議案参考資料の②のほうをごらんいただければと思います。

表題のほうに平成29年度第5号補正予算(子ども未来部)とある資料でございます。最初に、歳出のほうからご説明をさせていただきますので、2ページをごらんいただきたいと思っております。中段からが歳出でございます。

第3款、福祉費でございます。第4項、児童福祉費で補正総額につきましては、7億6,000万余の減額となっております。こちらにつきましては、平成29年度の事業実績を踏まえた減額が中心となっておりますのでございます。以降、主な項目についてのみ、説明をさせていただきますと思っております。

最初に、児童福祉総務費でございます。(1)の児童育成手当経費、そして(2)の児童扶養手当経費、それぞれ受給者数の減少に伴いまして、事業費を減額させていただくものでございます。その下の(3)でございます。子ども医療費助成費、こちらにつきましては、医療費が当初の想定を上回る伸びとなっておりますので、6,000万円

を補正するものでございます。次に、(4)からが保育所関連の経費となるところでございます。(4)の認証保育所等保育料補助費、(5)の私立保育所整備費助成費、(6)の小規模保育所等開設準備費は、いずれも支給及び開設準備実績見込みに合わせた減額となっております。

その下の児童保育費につきましても、(1)の私立保育所委託費、(2)の地域型保育事業費、(3)の民間保育所運営支援事業費についても、同様に実績見込みに合わせ、減額をさせていただくものでございます。

次に、子育て支援費でございます。(2)の放課後子ども総合プラン等推進事業費でございます。こちらにつきましては、諸室の整備に伴う工事実績、あるいは契約差金等により生じた経費分を減額させていただくものでございます。

次に、児童福祉施設建設費でございます。こちらにつきましては、(1)の保育所改修費、こちらは上十条保育園等の改修工事費の契約差金等につきまして、減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、3ページのほうの第8款、教育費でございます。こちらにつきましては、第1項教育総務費事務局費の(1)外国人学校児童生徒保護者負担軽減費、それから第5項の幼稚園費私立幼稚園費の(1)から(3)、私立認定こども園費の(1)及び(2)に関する事業費それぞれ実績に合わせて事業費を補正させていただくものでございます。

歳出については以上で、次は歳入のほうに移らせていただきます。

1枚目にお戻りをいただきまして、歳入、福祉費・教育費の項目をごらんをいただければと思います。

歳入につきましては、第14款、国庫支出金、そしてその下の第15款都支出金でございますけれども、こちらは先ほどの事業費の増減、これに伴い補正をさせていただいているところでございます。そのため、補足説明につきましては、その主なものを説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、第2項、国庫補助金の(3)次世代育成支援対策施設整備交付金についてでございます。こちらにつきましては、新しく改築をします浮間中学校の建設に伴いまして、移転予定の浮間子どもティーンズセンターの建設費に伴う国庫補助金が見込まれることとなったため、新たに計上させていただくものでございます。同様に下段の都支出金の第2項の都補助金につきましても同様で、(8)の児童館環境整備事業補助金も計上させていただいたところでございます。

簡単ではございますけど、説明は以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に平成30年度東京都北区一般会計予算について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、一般会計当初予算（平成30年度）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の9ページをまずお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算でございます。上段が歳入で、表の一番下の歳入合計でございますが、お示しのとおり206億2,792万1,000円という内訳となっております。また、歳出のほう、下段のほうでございますが、それぞれ各款にお示しのとおり、合計では544億201万6,000円という金額となっております。

恐れ入ります、裏面の10ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表の債務負担行為でございます。予算は単年度主義でございますが、大規模な工事などで複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期限までにその限度額の範囲で債務予算執行を行うことを前もって議会に了解を得るものでございます。平成30年度はお示しの7事業で、期間、限度額ともそれぞれお示しのとおりでございます。

その下、第3表特別区債でございますが、学校改築事業につきましては、基金を取り崩して充てているところでございます。将来的に計画的な学校改築等を進めるため、金利の低い時期には積極的にお金を借り、効率的な財政運営を図っているところでございます。学校改築事業に35億8,600万円を限度額として、また学校用地取得事業として、5億4,500万円をお示しの内容で記載するものでございます。

それでは、また別の教育振興部に係る資料のほうをお取りいただきたいと思っております。A3判の参考資料となっているものでございます。

歳入歳出はそれぞれお示しのとおり、左側から予算額の表、右側に主な増額要素の欄、こちらは新規事業に係るものを中心に記載しております。そして、その隣が主な減額要素の欄で、事業の終了となったものを中心に記載させていただいております。

こちらも歳出からご説明させていただきます。歳出では、新規事業及び今年度と比較しまして、増減の大きいものを中心にご説明をさせていただきます。

まず、職員給与費、旅費につきましては、この数字からは除かれております。歳出の教育費になります。教育総務費、事務局費ですが、増減欄をごらんいただきますと、6,928万7,000円の減額となっております。この要因といたしましては、新校務支援システムの構築・開発が平成29年度で終了となったことによるものでございます。

増額要素の欄でございますが、平成31年度の教育ビジョンの改定に向けまして、30年度は区民の意識意向調査を実施するための経費を計上いたします。また、学校改築では、長寿命化改修計画策定費を新規に計上します。ここで、改修の字が誤植となっております。申しわけございませんでした。

その下の教育指導費ですが、増減欄をごらんいただくと、2億4,601万8,000円の増額となっております。増額要素の欄でございますが、図書館指導員の全校への配置拡大や、学力フォローアップ教室の対象をモデル実施する小学校12校で5、6年生に拡大することによるもの等でございます。

小学校費の学校管理費では、4億2,616万1,000円の増となっております。増額要素の欄でございますが、学校用務業務の委託校が3校ふえること、教員用教科書購入の新規計上及び校地取得費の新規計上等によるものです。

最後の目の学校施設建設費の増減欄をごらんいただきますと、8億442万9,000円の減。減額要素の欄でございますが、なでしこ小学校の完成による改築事業費の減等によるものでございます。

そのほか、中学校費の最後の目の学校施設建設費増減欄をごらんいただきますと、41億2,063万2,000円余の増。この増要因でございますが、浮間中学校、田端中学校、稲付中学校の改築工事でございます。

裏面をごらんいただきますと、下のほう、社会教育費の図書館費のところでございますが、1億4,466万8,000円余の減となっております。こちらは、中央図書館図書システムの構築開発の終了によるものでございます。

表の一番下の歳出合計でございますが、平成29年度予算と比較いたしますと、42億506万円余の増で、前年比では128.1%の数字となっております。

恐れ入ります、また表の面にお戻りいただきまして、次に歳入でございます。こちらの歳入の表の一番下、歳入合計欄をごらんいただきますと、29年度と比較いたしますと、増減の欄で36億1,505万円余の増額、前年比で申し上げますと、170.3%でございます。増額の大きな要素といたしましては、下から5行目の繰入金の欄でございます。こちらが21億5,876万8,000円余の増となっております。こちらにつきましては、学校改築基金を活用しての予算の組み立てということで、歳入の予算項目としては、特別区債とともに大きな割合となっているところでございます。

それでは、次にもう一つの資料、恐縮でございます、資料の④でございます。

第3号議案参考資料④、こちらの資料をごらんいただきたいと存じます。先ほどは予算額を捉えて、それぞれごらんいただきましたが、次は事業別主要事業という観点からご説明をさせていただきます。

資料はお示しのとおり左から項目説明、次が30年度の当初予算額、そして29年度の当初予算額、そして増減という形で、一番右端に所管ごとにまとめさせていただいております。新規事業を中心にご説明をさせていただきます。

まず教育政策課でございます。2番の新規教育ビジョン改定費でございます。平成27年3月に策定しました教育ビジョン2015を、平成31年度に改定する教育ビジョンの検討の基礎資料とするため、平成30年度は区民意識意向調査を実施いたします。

また、3番の小中一貫校設置検討費でございますが、こちらは今年度策定する全体構想を踏まえ、30年度からは小中一貫校の学校経営に関する検討会や、カリキュラムに関する検討会を設置して、開校に向けた具体的な検討をスタートすることとなります。後ほど報告事項のほうでも、ご報告させていただきます。

4番の学校適正配置関係経費、こちらでございますが、区立学校の教育環境の改善と向上を図るため、東京都北区立学校適正配置計画に基づきまして、平成29年度に引き続き十条富士見中サブファミリーと桐ヶ丘中学校サブファミリーの適正配置に向けた協議を推進してまいります。

5番から12番までは学校改築施設管理課関係でございます。

8番の学校改築事業費ですが、30年度は王子第一小学校の工事に着手します。

10番の新規学校改築長寿命化改修計画策定費は、老朽化する学校施設の改築長寿命化改修計画を新たに策定するため計上します。

また、11番の新規小中一貫校建設準備費は、神谷中サブファミリーに施設一体型小中一貫校を設置するためのプロポーザルを実施し、設計事業者を選定の上、基本設計に着手します。

12番の新規、校地取得費は、王子第一小学校及び滝野川第二小学校の国有地部分を取得するものです。

恐れ入ります、2ページをごらんください。

13番から18番は、学校支援課となります。

16番、新規、新校舎開設準備費ですが、平成31年度に新たに開校します稲付中学校及び田端中学校の什器備品等を購入します。

18番の新規、教職員のストレスチェックですが、労働安全衛生法の規定によるストレスチェックを学校教職員に実施するものでございます。

19番は生涯学習・学校地域連携課で、新規、学校施設開放推進費でございますが、30年度に開校しますなでしこ小学校において、志茂ふれあい館との複合施設であることを踏まえ、新たな受付体制を整備して、施設開放管理業務を委託するものでございます。学校の設備の地域開放を進め、効率的な区民の利用を推進します。

20番から23番は教育指導課関係でございます。

22番の学力パワーアップ事業費ですが、現在3年生、4年生を対象に実施している学力フォローアップ教室でございますが、30年度は12校を対象を5、6年生に拡大してモデル実施いたします。小学校から中学校まで切れ目なくつながる支援環境を充実させ、基礎学力の強化、定着、並びに児童生徒の貧困対策としても進めてまいります。

23番の魅力ある学校図書館づくり事業費でございますが、図書館指導員を既に配置しています、飛鳥中サブファミリー、十条富士見中サブファミリー、桐ヶ丘中サブファミリー以外の全校に配置いたします。学校図書館の利活用を促進し、学校教育における言語活動や、探究的な活動、読書活動の充実を図ります。

恐れ入ります、3ページをごらんください。24番から27番までは教育支援担当課関係です。

25番のスクールカウンセラー事業費ですが、4月から開設します教育総合相談センターに新たに不登校相談のスクールカウンセラーを配置して、不登校の相談機能の強化を図ります。

また、27番の特別支援教育推進費ですが、肢体不自由児等介助業務介助員を増員します。特別支援教育につきましては、合理的配慮の提供や基礎的環境整備の充実が求められていることから、これらを実現するため、第三次北区特別支援教育推進計画を進め

てまいります。

28番から30番は飛鳥山博物館となります。28番の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、ご案内のように縄文時代観を覆すことになりました、貝塚遺跡として注目されております中里貝塚、こちらにつきまして、これまでの調査・研究の成果をまとめて、今年度は史跡中里貝塚総括報告書を作成します。それを踏まえまして、30年度は史跡中里貝塚保存活用計画を策定するものでございます。

そのほかはお示しのとおり予算を計上しております。

31番、32番は中央図書館となります。

31番の図書館運営費ですが、中央図書館が区内を7地区に分けて刊行しています「北区の歴史はじめの一步」ですが、外国人の方にも広く北区のことを知ってもらうため、全区版、英語版でございまして、これを作成いたします。

そのほか、図書館維持管理費がお示しのとおりでございます。

以上、駆け足となりましたが、教育振興部の主要事業に基づきました、平成30年度予算のご説明とさせていただきます。

この後、学校改築施設管理課長から補足説明をさせていただきます。

よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

引き続きまして、私のほうからはお手元でございます、参考資料④-2、④-3、④-4について、順次予算の補足としてご説明をさせていただきます。

まず、参考資料④-2でございます。先ほど、お話の中でご説明させていただきましたように、今回の予算で小中学校の改築・改修計画について、見直しを行いたいというふうに考えているところでございます。

1番の要旨でございますが、今回の改築・改修計画の改定に当たっては、従来の改築・改修計画の改定という考え方にとどまらずに、長寿命化という視点で従来の計画を包括した形で計画を策定していきたいというふうに考えております。

2番の経過でございます。文科省のほうからは、個別学校施設の長寿命化計画を平成32年度までに策定するようという指示が来ております。これが状況といたしましては、今後の補助金等の採択にも影響するのではないかとということで、各自治体ともこの年度を目途に策定に動き出そうとしているところでございます。経過の後段でございますけれども、北区としては、これに類する取り組みとして、いち早く現在の改築・改修計画を策定して、中学校と昭和30年代に建設した小学校の改築に取り組んでいるところでございます。しかし、長期的な視点に立ちますと、40年以降に建築された学校がまだ20校ほど残っております。そうしますと、5年後、10年後を見据えての改めての計画が必要になってくる、そういう認識の元に今回検討をスタートしたと考えているところでございます。

検討の課題でございます。3番のところ、三つ挙げさせていただいております。現在、学校の寿命を65年を目途として改築計画は策定されているところでございますが、新たな長寿命化の方策はないのかということの一つにはテーマとさせていただきます

す。

二つ目として、幾つかの選択肢をとる場合に、事業化の考え方と選定方法を整理していきたいと考えております。

最後に、三つ目といたしまして、こうした方策をとった場合に、将来にわたる負担がどのくらいになるのかというところも合わせて分析していきたいと考えております。

4番、今後の予定でございます。2年間をかけて検討させていただきたいと思っておりますが、検討が長期にわたりますので、一度31年度の初めくらいには中間のまとめをさせていただいて、最終的には32年の3月に仮称でございますが、北区の学校施設長寿命化改修計画ということで、策定をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

引き続きまして、一つ飛びまして、④-4をごらんください。ただいまご説明いたしました改築・改修計画と重なる部分がございますので、件名の北区立小中学校整備方針の改定について、先にご説明をさせていただきます。

要旨のところでございますが、北区立の小中学校整備方針が今ございまして、これを先ほどご説明しました改築・改修計画に先立って、まずは見直していきたいというふうに考えているところでございます。

2番の経過の後段でございます。現行方針は平成25年3月に改定しているが、新指導要領などとの整合性を確保しつつ、特別支援教育の充実や災害時の避難所としての機能向上、放課後子どもプランの推進など、学校施設に対する新たなニーズに対応していく必要がある、こういう環境になるということで、改定を始めさせていただきます。

具体的な3の改定の目的でございます。経過のところでもお話ししました、1番目に新指導要領、あるいは今後策定されます教育ビジョンとの整合を図ってまいります。二つ目といたしまして、これも経過のほうで触れさせていただきました、新たなニーズに対応していく、それから三つ目といたしまして、ここの部分が改築・改修計画と重なる部分でございますが、優先して確保すべき施設機能を整理して、これまでは古くなった学校は改築するという手法でやっておりましたが、今後長寿命化ということを視点に入れて、長寿命化を図る場合に、優先して整備すべき学校環境が改築校と比較して、どういふものになるのかというのを、この整備方針の中で整理してまいりたいと考えているところです。

4の今後の予定でございます。改築・改修計画に先立ってということで、およそ1年ほど早く終わりの年次を定めております。来年度早々に検討をスタートいたしまして、年度末に改定案を取りまとめて、パブリックコメントを行ったのち、年度明けの6月ぐらいいには小中学校整備方針の改定を行いたいと、このように考えているところでございます。

順番が前後いたしました。最後に④-3でございます。平成30年度の学校改築及びリフレッシュ改修の新規着手校についてでございます。幾つか個別には触れさせていただいた案件でございますので、2番のところでも新たな学校の選定理由だけご説明させていただきます。

2-(3)のところ、一番右側の滝野川小学校でございます。リフレッシュ改修ということで、今回新たに予算の中に学校名を挙げさせていただいております。リフレッ

シュ改修については、昭和40年以降に建てられた学校を対象に選定しておりますが、40年の学校がリフレッシュ改修を終えておりますので、来年度からは昭和41年に建設された学校の中で、まずスタートして滝野川小学校を行うというものでございます。

選定理由については、最後の段にお示しのとおりでございます。41年の学校は、一番数が多くて9校ほどございますけれども、その中で地域バランスと、それから特別支援学級があることもございまして、バリアフリー化を急ぎたいということで、滝野川小学校を選択したものでございます。

裏面のほうは、一番最後のところで、全体の現在進んでおります改築事業とリフレッシュ改修事業の年度のスケジュールを改めてお示しさせていただいております。後ほどご覧いただければと思います。

私からの補足説明は以上でございます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

私のほうからは、子ども未来部関連の平成30年度当初予算につきまして、補足の説明をさせていただきます。

恐縮ですけれども、第3号議案参考資料の⑤、A3判縦の資料をごらんいただければと思います。

初めに、下段のほうの歳出からご説明をさせていただきます。平成30年度予算額の列の一番下の行でございます。歳出合計となっているところでございます。30年度歳出予算額につきましては、269億3,029万5,000円、前年度比でございますと、おおよそ18億円の増、7.2%の増となっているところでございます。ちなみに、表の一番上のところに職員給与費等というところを含めると、全体では331億円余の予算となっているところでございます。

29年度、30年度の比較でございますけれども、増となっている主な要素でございます。福祉費のうち、児童福祉費が約17億8,000万円ふえております。これは保育所の待機児解消に伴います、私立認可保育所増設に伴う運営費の増、また区立保育園の定員拡大等に伴います運営費の増などによりまして、保育所費、児童保育費がふえたことによるものでございます。

続きまして、上の段の歳入のほうでございます。こちらにつきましては、歳入合計が前年度比で約9億円余の増となっており、118億円余となっているところでございます。こちらにつきましては、待機児解消に伴います私立保育園等の定員増に伴います委託保育実施費の増によりまして国庫支出金、都支出金などが増になったものが主な要素でございます。

続きまして恐縮ですけれども、もう1枚の資料、上のほうに第3号議案参考資料⑥とあるA4縦の資料をごらんいただければと思います。こちらが平成30年度の子ども未来部における主要事業の一覧となっております。それぞれの事業のポイントのみ恐縮で

すけれども、順に説明をさせていただきます。

まず、No. 1からでございます。1の児童手当経費でございます。こちらにつきましては、支給対象見込者の増、これに伴いまして、事業費がふえているところでございます。

2番の子ども医療費助成費、こちらにつきましても、先ほど補正予算でも若干触れましたけれども、助成実績がふえている、増加傾向が続いておりますので、平成30年度につきましても、約9,600万円余の増額事業費となっているところでございます。

続きまして3番、子どもセンター等運営費でございます。こちらでは、この4月に十条台児童館及び八幡山児童館が子どもセンターに移行することを反映し、2施設の増、6カ所の運営費を計上しているため、増額となっているところでございます。なお、児童館運営費において、この2館分の経費の減、そして赤羽西五丁目児童館の閉館に伴う経費につきましては、減額をさせていただいているところでございます。

4番、留守家庭児童対策費、いわゆる学童クラブ事業の運営経費でございます。①学童クラブ数につきましては、2クラブ増の64学童クラブ、そして定員につきましては、60人増の2,682人の経費となっているところでございます。また、②のほうで学童クラブの2カ所を外部化とあります。こちらにつきましては、八幡子どもクラブ及び柳田みどりクラブの2カ所における外部委託化を踏まえた予算計上とさせていただいたところでございます。

なお、学童クラブにおける待機児解消の対策につきましては、4月に向けた緊急的な対策も含めて、さらなる取組みを今後実施していく予定でございます。

5番、学童クラブ棟整備事業費でございます。①のところ、昨年度整備し運営をしております滝野川もみじ小学校、こちらにつきましては、放課後子ども総合プランを実施している、この別棟の学童クラブ棟のリースにつきまして、来年度より学校改築施設管理課から所管替えをし、本事業費に計上させていただいたものでございます。また、②新規整備ということで3校、こちらにつきましては、学童クラブの待機児解消及び放課後子ども総合プランの新規導入を踏まえまして、お示しの赤羽小学校、袋小学校、浮間小学校の3校に放課後子ども総合プランを一体的に運営する別棟学童クラブ棟の整備経費を計上したところでございます。

なお、本整備に当たりましては、いわゆるリース方式を採用しますので、平成30年度の予算につきましては、その経費のうちリース開始となるひと月分の計上となりますので、金額としては大きな増加とはなっていないというところでございます。

6番、放課後子ども総合プラン等推進事業費では、30年度事業開始の5校を加えました29校の運営費を計上させていただいているところでございます。

7番の子どもの未来応援事業費では、子どもの貧困対策に取り組むため、2,900万円余の増額となっております。これは②にあります、学習支援事業を2カ所から3カ所に拡大するとともに、定員を35名拡大すること、また①、②、⑤などの事業につきましては、今年度平成29年度は年度後半からの事業開始でございましたけれども、来年度は1年間の開始となりますので、その分の増額予算となるものでございます。

続きまして、8からが保育園や私立幼稚園に関する経費でございます。こちらにつきましては、引き続き待機児解消に積極的に取り組む予算とさせていただいております。

まず、8については私立保育所の整備助成費でございます。こちらについては、私立認可保育所を6カ所を新設、1カ所を増築するため、12億8,000万余の予算を計上させていただいているところでございます。

9は小規模保育所等開設準備費で、2カ所分を計上させていただいております。

10番の子ども・子育て支援事業計画策定費では、平成32年から5年にわたります次期、(仮称)子ども・子育て支援計画2020、これの策定に向けたニーズ調査等を実施するための経費を計上させていただいております。

11番、下段でございます。私立幼稚園等保護者負担軽減事業費では、支給対象人員の増が見込まれるため、微増となっているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面のほう2ページをお願いいたします。12番からでございます。12、13、14はそれぞれ区立直営保育所指定管理園、私立の認可保育所の運営費でございます。12の区立保育所では、直営園29園分、定員につきましては、114人分の拡大分を反映させていただいております。

13の指定管理園につきましては、23人の定員拡大分を反映し、14の私立認可保育所では、6園の新設、定員につきましては、527名分の拡大を反映し、11億円を超える増額となっているところでございます。

15の私立保育所補助費につきましては、新たに6カ所の新設私立認可保育所についての北区の独自加算補助を行うための増額となっているところでございます。

16の地域型保育事業費では、小規模保育所の新設5カ所を含む17カ所、さらに事業所内保育所2カ所、家庭的保育事業所の新設2カ所の経費を計上し、3億円の超える増額となっております。

17の民間保育所運営支援事業費では、お示しの①から⑤の事業補助に関する経費を計上しているところでございます。なお、①の保育士宿舍借上支援事業費におきまして、110部屋から223部屋分の補助となったこと、また4番の午睡事故防止事業を新たに事業開始することによりまして、昨年度に比べまして3億円余の増となっているところでございます。

18番、男女共同参画推進事業費では、①の第6次のアゼリアプラン策定のための意識調査の経費、②の災害時相談体制構築の女性リーダー育成研修の経費を計上させていただきました。

19の女性活躍推進事業費では、女性が活躍する環境づくりを推進するため、お示しのセミナーを拡大し、開催する経費を計上しております。

20番、子ども家庭在宅サービス事業費では、安心ママヘルパー事業の対象を生後6カ月になる前日までに拡大して実施するための経費を計上しております。

21番、児童虐待対策事業費では、児童相談所の設置準備に合わせまして、児童虐待対策、相談経費を子ども家庭支援センター事業費から分離をさせていただき、事業目的に合わせた事業費等を整理させていただき、予算計上させていただいたものでございます。

最後に、22番、児童相談所開設準備費では、児童相談所の開設に向けた基本構想の策定などの準備経費を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますけれども、平成30年度の当初予算、子ども未来部関係の

説明をさせていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。平成30年度東京都北区一般会計予算について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。質問なのですが、第3号議案参考資料④です。教育振興部のほうですが、2ページの項目14です。パソコン経費で昨年よりも増して30年度予算が含まれておりますけれども、このタブレットの導入なのですが、ハード、ソフトともに全区共通のものといえますか、何か採用方針というか、そういったことがあるのでしょうか。互換性ですとか、何かそういうことがあれば教えていただきたいと思っております。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 今ご質問いただきましたパソコン経費でございますけれども、基本的には平成31年度までに、5年間をかけてパソコン教室にあるデスクトップ型のその場所でやるようなスタイルから、教室でも自由に使える環境を整備したタブレット型に変更しようというものでございます。そして、今回30年度に2校タブレット型が入ることによって、全小中学校の整備が完了することになります。基本的には同じような環境をつくるということでやっています。あと、セキュリティーの関係もありますので、ソフト等に関しては自由にインストールできるということではなくて、その学校の中の環境でしか使えないような閉鎖的なシステムになっております。ただ、新しいソフト等も出ますので、それは予算の中で新しいソフトに変えていくというふうな見直しは、随時毎年やってございます。

以上、説明いたしました。

檜垣委員 ありがとうございます。あと、もう一つなのですが、同じページの18番、教職員のストレスチェックについてです。昨年度はゼロで、平成30年度に実施されるということなのですが、どのような方法でされるのでしょうか。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長	<p>今までは教職員のストレスチェックは、教職員の健康診断の中で問診のような形で実施してございました。ただ、このやり方では、労働安全衛生法に定める基準を満たしていないということがございましたので、個別にストレスチェックの表をお配りしまして、その後産業医の相談等にもつなげられるよう、中身的には新しく始めました。</p> <p>今までは、東京都のほうの健康診断の中で実施をしていたものですが、労働安全衛生法にのっとりやり方については、それぞれ学校を設置している自治体でやるということで、その条件を満たしたストレスチェックを北区のほうで今度実施することになったというものでございます。</p>
檜垣委員	わかりました。よろしく願いいたします。
清正教育長	ほかに何かございますでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	<p>ご説明ありがとうございます。第3号議案参考資料⑥の子ども未来部のほうについての質問です。2点ございます。</p> <p>1点は、7の子ども未来応援事業費についてですが、最後⑤、子どもの居場所づくり活動というものに関しては、人件費というのが入っているのでしょうか。どのような事業の運営費としての計上になっているのかということが1点です。</p> <p>もう1点は、裏面になりまして、17番④、午睡事故防止事業補助なのですが、具体的な説明をお願いいたします。</p>
清正教育長	2点、それぞれお願いします。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>まず、子ども食堂の補助について、ご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど、人件費が入っているかというご質問でしたが、人件費は入っていないというところがございます。内訳といたしましては、備品の購入費であったり、あとは需用費といって印刷製本、例えばチラシをつくったりとか、あとは食糧費ですね、そういったものに充てていただくような形で補助金制度というのを創出しております。その部分についての拡充ということで、この後また説明をさせていただくのですが、実施団体は10団体から15団体へ拡大して、30年度は実施をさせていただく形でございます。</p>

保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>保育課から、午睡事故の防止に関する事業でございます。こちらにつきましては、ベビーセンサーという機械がございます。お子さんにつけたり、ベッドにつけたりという形で、お子さんの心肺とかそういったものにモニタリングをして、もし異常があればモニターが感知してブザーを鳴らすといったようなものでございます。</p> <p>対象は、私立保育園が対象となっております、1カ所100万円を上限とするものというものでございます。機械によっては、家庭でも使っているご家庭があるというものですけれども、保育所向けの製品が幾つか出ておりますので、そういったものを購入されるのではないかといたものでございます。</p>
渡辺委員	<p>ありがとうございます。今後、公立保育園等にもこれを整備する予定がございますでしょうか。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>実は、このベビーセンサーでございますけれども、なかなか議論が分かれているところで、乳幼児の突然症候群の中で、これが効果があるのかどうかといったことが、まだ議論が分かれているところでございます。一方で、これについて、負担の軽減になるという考え方もありますので、この辺についてはほかの導入状況を見てからというふうになっております。</p> <p>ただ、今はこの機械に頼ってしまうことで、負担は軽減されるかもしれないけれども、注意力がおろそかになる。こういったことのないように今の午睡のチェックはちゃんと保育士の目視、もしくは接触による確認をするということで、徹底をしております。</p>
渡辺委員	ありがとうございます。
清正教育長	ほかにかがででしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>ご説明ありがとうございました。先ほど、檜垣委員のほうからタブレット等に関するご質問がございましたけれども、それについてのソフト面でセキュリティーに十分配慮</p>

ということについては、重々承知しているところですが、保存等ができないというようなことでの、児童がそこで作業したことがそこには保存できないというようなことによって、使い勝手が悪いというような現場の声があるのですが、そういったようなことへの今後の改善策の見通しがあるのかということと、あわせて、学校改築施設管理課の所管のほうで、今後の小中学校の整備方針というのがありますけれども、ネットワーク環境の整備拡充ということは、本当に日進月歩で求められるところだと思うのですが、そのあたりの双方の整合性というのでしょうか、連携というか、そういったあたりもどようになっているのか、まず教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

まず、タブレットへの児童がつくったデータの保存でございますけれども、基本的には個人情報のことも含めまして、その場で作業したものは保存はできないのですけれども、ただ、ある操作をすることによって、それをハードディスクというか残すことはできるというふうな仕様になってございます。ですので、私どものご説明が足りないのかもしれませんけれども、通常は終了してしまうと残らないのですけれども、残すための操作というのはございますので、そこら辺に関しては改めて周知をしてみたいと思います。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

関連しての施設関係での対応ですけれども、今タブレット導入校に関しましては、Wi-Fi環境を同時に合わせて私どものほうで工事させていただいているわけでございますけれども、今後整備方針の中で検討してみたいと思っておりますのは、ICTという視点で既存校と改築校との格差がその部分でも広がっていくことが長期化していますことが、子どもたちの学校教育に与える影響というのも考慮していかなければならないと思っております。

加えまして、既存校におきましては、タブレット導入に伴って従来のパソコン室の使い方が、さまざまな転用をされているわけでございますけれども、こうした部屋の取り扱いも含めまして、整備方針の中で大まかな考え方を整理した上で、またICTだけではない、ほかの部分も含めて格差の問題を埋めていく手立てをお示ししていきたいというふうに考えております。

本間委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

清正教育長 ほかにかがででしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 あと2点ございまして、1点が資料4の3ページのところに、教育相談事業費、あるいはスクールカウンセラー事業費等のご説明、24、25の後も続いてございましたけれども、特別支援関係の組織改正に伴う、あるいは都費の職員の終了で区費への変更等への予算のことがありましたけれども、現状と比して現場への負担増ということがないような内容なのかどうか、生の声をお聞かせいただけたらありがたいなというふうに思っております。

もう1点のほうは、すみません、少しさかのぼってしまうのですが、第3号議案の参考資料の2のところでご説明いただいた中で、都の支出金のところにいろいろ減額があるんですけれども、例えば一つ、第2項の4の放課後子ども教室推進事業費等、これだけいろいろ活発化している中での減額といったことが、どういったようなことで全体に減額のほうになっているのか、都からの私の読み取りの違いでしたら申しわけないのですが、どのようなことでこのような結果になっているのかを教えていただけたらと思います。

以上の2点です。

教育支援担当
課長 教育長

清正教育長 教育支援担当課長

教育支援担当
課長 特別支援教育に関係している部分で、組織改正に伴う現状と比較して現場への負担はどうかということの回答でございますが、現在組織改正による現場への負担ということよりも、特別支援教育を充実していくということで、かなり特別支援教育に関係します相談件数がふえてまいります。もちろん、就学相談の部分もふえているような状況でございます。ですので、今、来年度に向けてふえてきたいろいろな相談のことにつきまして、もう少し効率的な対応はできないのかとか、特別支援に関係します委員会の検討などについてもしていこうかなというふうに思っている状況です。

本間委員 今のことに関連して。人的配置という点においては、大きな心配がないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

教育支援担当
課長 人的配置の部分については、一応組織改正のために二人職員のほうを要求をしております、まだそちらのほうは内示が出ないとわからないような状況でござい

ます。また、不登校相談ということで、スクールカウンセラーの非常勤につきまして、新たに配置をするということが決まりましたので、状況を見ている段階でございます。

本間委員 ありがとうございます。

放課後子ども
総合プラン
推進担当副参
事 教育長

清正教育長 放課後子ども総合プラン推進担当副参事

放課後子ども
総合プラン
推進担当副参
事 本間先生のご質問についてでございます。実はこちら都の補助金でございますけれども、出来高によりまして、その全額が目途が立ったこの時期に一回清算をする形で金額を確定して、3分の2を減額補正するものでございます。これは実績に応じてでございますので、ふえればふえたなりに補助金が降りてまいりますので、その辺のご心配はないかと存じます。

本間委員 はい、わかりました。

子ども未来
課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来
課長 補正予算のほうで、工事費等で減額実績見合経費のというお話をさせていただいたところかと思えます。例えば、諸室の工事につきましては、年度当初このお部屋のこういった工事がということで、概算で予算を立てております。ただ、実際に工事するとき、学校と調整の中で工事の多寡というのが変わってきますので、その実績見合に応じて、歳入が来ますので、工事費が減額補正をさせていただいておりますので、その見合で歳入のほうも減額になるというところでございまして、都の補助金のほうが減額になっているというところでございます。

本間委員 ありがとうございます。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ただいまの各委員のご質問等を伺いますと、平成29年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）及び平成30年度東京都北区一般会計予算に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

清正教育長 ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。

次に日程第2、第4号議案、「東京都北区教育総合相談センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第4号議案につきまして、ご説明を申し上げます。議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回、意見聴取のごございました条例は、全部で3件ございます。全て教育振興部に係る条例となっております。私からは1番と3番の条例について、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。1件目、東京都北区教育総合センター条例について、ご説明を申し上げます。

恐縮でございます、議案書をさらに2枚おめくりいただき7ページ、説明欄でございます。東京都北区立教育相談所、東京都北区教育未来館等の機能を統合し、東京都北区教育総合相談センターを設置するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、新設条例となりますので、逐条でご説明をさせていただきます。議案書の5ページにお戻りください。

第1条、設置でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育機関に関する規定に基づきまして、北区における学校教育の充実及び振興並びに家庭教育の支援を図るため、東京都北区教育総合相談センターを滝野川分庁舎内に設置することとするものでございます。

恐れ入ります、議案書を3枚おめくりいただきまして、10ページでございますが、センターの平面図を掲載しております。先ほどご説明いたしましたとおり、教育相談所、教育未来館等の機能を今の教育支援担当課が統合の上、センターを設置することとなることから、10ページ、11ページの図で網掛けの箇所でございますが、滝野川分庁舎2階にあります、現教育支援担当課の執務室、分庁舎3階にあります現教育相談所の執務室並びに相談室及びプレイルーム、また議案をもう1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページになりますが、分庁舎の体育館棟にあります適応指導教室

に関連する学習室や体育館、これらをもって教育総合センターとするものでございます。

恐れ入ります、5ページにまたお戻りください。中ほどの第2条、事業でございます。教育総合相談センターでは、先ほどご説明申し上げました、北区における学校教育の充実及び振興並びに家庭教育の支援を図るため、本条に掲げる事業を実施するものでございます。

第1に教育相談に関すること。第2に特別支援教育に関すること。第3に不登校に関する指導・助言に関することです。そのほか、北区教育委員会が必要と認める事業について、実施してまいります。

続きまして、第3条の職員でございます。センターには事務職員その他必要な職員を置くことといたします。

続きまして、第4条、委任でございます。この条例の施行について必要な事項は、別途教育委員会規則で定めることといたします。

具体的には、本条例の施行規則を定めることと想定してございまして、本条例が区議会で議決されました後、教育委員会にお諮りする予定でございます。その際、改めてご説明をさせていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、6ページをごらんください。付則でございます。

まず、付則の第1条、施行期日でございます。本条例は平成30年4月1日から施行することといたします。

続きまして、付則の第2条、東京都北区立教育相談所条例及び東京都北区教育未来館設置条例の廃止でございます。繰り返しとなりまして恐縮ですが、教育総合相談センターは東京都北区立教育相談所、そして東京都北区教育未来館等の機能を統合し設置するため、これに伴いまして教育相談所及び教育未来館を廃止するものでございます。

続きまして、付則の第3条、東京都北区教育未来館設置条例の廃止に伴う経過措置でございます。この条例の施行の日の前、平成30年3月31日までにいたしました未来館条例によります処分、手続その他の行為につきましては、この後説明いたします付則第4条による東京都北区立学校設備使用条例の一部改正、この一部改正後の使用条例による処分等とみなすというものでございます。具体的に申し上げますと、分庁舎内にあります体育館の貸し出しに関する諸手続となります。体育館の貸し出しにつきましては、利用に先立ちまして、事前に申し込み等ができることから、平成29年度中に廃止前の未来館条例に基づきまして、平成30年度の使用承認を行っていることなどがございまして、これらの効力が未来館条例の廃止後も引き続き学校設備等使用条例に基づくものとして、効力があるということを経過措置として設けるものでございます。

続きまして、付則の第4条、東京都北区立学校設備使用条例の一部改正でございます。今回廃止することとなりました未来館条例では、不登校対策室で利用している未来館の体育館について、その目的に支障のない範囲で、地域開放するという一方で、貸し出しに関する規定を学校設備使用条例に準ずる形で設けておりました。センターの設置に伴いまして、この体育館の位置づけが教育未来館の体育館から教育総合相談センターの体育館となるわけでございます。このため、今回の条例新設と合わせて貸し出しに関する規定を今まで準じてきました学校設備使用条例に一元化して、地域開放制度を運用

していこうという趣旨でございます。センター条例の設置に伴って発生する地域開放制度に係る規定の整備であることから、今回センター条例の付則での改正となっております。まず、条例の題名を東京都北区立学校設備使用条例から東京都北区立学校設備等使用条例と改めます。この等がセンターの体育館を意味することとなります。

続きまして、第1条において、この条例の対象の中に、東京都北区教育総合相談センターの体育館を加える改正を行いまして、合わせて第1条1項、この条例における「学校設備」という文言を「学校設備等」とすることで、既存の学校設備使用条例の中にセンターの体育館の利用に係る諸手続を溶け込ませるものでございます。

教育総合センター条例についての説明は以上でございます。

続きまして、恐れ入ります、27ページにお進みください。東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、29ページの説明欄でございます。使用料の減免に係る規定を改めるため、この条例案を提出いたします。今回の改正の理由でございますが、個人利用に係る障害者の方の使用料金の減額、具体的には半額を想定しております。及び介助者の使用料金の免除を行うに当たりまして、必要な規定整備を行うため改正をするものでございます。

恐れ入ります、30ページの新旧対照表をごらんください。下段が現行で上段が改正後となります。傍線の引いてある箇所が今回改正する箇所となります。改正前の本条例では、団体使用承認に係る減免について規定しており、個人利用に係る障害者の使用料金の減免及び介助者の使用料金の免除を行うことができないため、改正後は別表に定めるとしまして、個人使用についても減免を行うことができるように、減免に係る規定の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、29ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この条例は平成30年4月から施行いたします。

以上、私からは二つの条例について、ご説明申し上げました。なお、この後東京都北区教育総合相談センター条例につきまして、教育支援担当課長から補足の説明をさせていただきます、その後、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育指導課長よりご説明申し上げます。

清正教育長

教育支援担当課長

教育支援担当
課長

教育支援担当課長です。それでは、私から第4号議案について、補足をさせていただきます。

第4号議案参考資料①をごらんください。

1、制定の理由でございます。教育に関わる相談窓口をまとめた区民がわかりやすい総合相談窓口の開設、不登校相談を担当するスクールカウンセラーの配置、適応指導教室の充実などを行いまして、教育相談体制の充実を図るため、本条例を制定し、教育総合相談センターを設置するものでございます。

2の要旨でございます。教育に関わる相談窓口が就学相談室、教育相談所、不登校対策室及び特別支援教育窓口など、それぞれ分かれているため、相談先がわかりにくく、

相談が重複したり、相談窓口内での連携が十分に発揮されないなど、一貫した支援が提供されにくい状況でございます。そこで、繰り返しになりますが、現教育政策課が所管しています教育未来館の適応指導教室、教育指導課が所管しています教育相談所、教育支援担当課長が所管します就学相談室、特別支援教育窓口等を一つにまとめまして、教育総合相談センターを設置するため、現行の教育未来館設置条例及び教育相談所条例を廃止いたしまして、新たに教育総合相談センター条例を制定するものでございます。また、組織改正に伴いまして、新たにセンターの管轄の体育館となります現教育未来館の体育館の貸し出しにつきましては、学校設備使用条例の一部を改正し、他の学校設備と同様に運営をしております。

3の施行期日でございますが、お示しのとおりでございます。

4の内容でございます。(1)事業内容につきましても、お示しのとおりでございます。(2)総合相談窓口の受付時間でございます。祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時半から午後5時半でございます。

裏面をごらんください。現行の教育相談所の土曜日の電話相談は、利用件数が年間100件程度と少ないため、廃止をさせていただきまして、かわりにセンターの平日の面接・電話相談の充実をはかるため、受付時間を1時間延長しまして、午後5時30までといたします。土曜日、日曜祝日の相談としましては、東京都の教育相談センターが午前9時から午後5時まで電話相談を行っています。都のセンターの相談を利用した場合、都から必要に応じまして、区の教育相談に連絡し、相談をつないでいきますので、土曜日の電話相談を廃止しても、大きな影響はないかと考えております。

3の設置場所でございますが、現行どおりの滝野川分庁舎でございます。

(4)組織改正の内容でございますが、現行左側の図の三つの課の教育相談に関わる事業が右側の図の教育総合相談センターの総合相談窓口に移ります。組織改正後は総合相談窓口が就学相談や教育相談を受けまして、そこから必要に応じていじめや不登校などの専門相談につなげていきます。緊急な対応が必要な際には、随時関係所管課と連携して対応をしております。

また、総合相談窓口から専門相談への引き継ぎにつきましては、文章などを活用しまして、相談者が何度も同じ話をするなどの負担がなくなるよう心がけてまいります。

また、新規事業といたしまして、新たに不登校相談担当のスクールカウンセラーを配置をいたしまして、相談から適用指導教室入級までのプロセスをスムーズにつなげてまいりますと存じます。

5の今後の予定でございますが、本年2月に第1定例会に教育総合相談センター条例案を提出いたしまして、その後以下ごらんとおりでございます。

6、その他でございますが、文科省は児童生徒の教育相談の充実についてということで、教育相談体制の充実に一層努めるようということで周知をしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

続いて、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料第4号議案参考資料②をごらんください。今回の条例改正は、平成29年特別区人事委員会勧告に基づき、国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業の家族手当の支給状況等を勘案し、扶養手当の見直しを行うものでございまして、勧告のポイントといたしましては、2点ございます。

資料の1、平成29年特別区人事委員会勧告のポイントに2点お示ししてございます。1点目は、これまで1万3,700円としていた配偶者に係る扶養手当額を父母等の扶養親族と同額の6,000円とし、これまで6,000円としていた子に係る扶養手当額を9,000円に引き上げるというものです。

2点目は、配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち、一人これを欠配一子といひまして、欠配一子に係る扶養手当の月額を1万3,700円とする取り扱いを廃止するというものでございます。

続いて、資料中段、2、改正内容でございます。平成30年度の経過措置を経まして、平成31年度に本則適用となり、支給額を改正いたします。また、欠配一子の区分は、平成30年度をもって廃止し、平成31年度以降はこの区分を適用します。なお、表中中ほどに2カ所あります特定期間という文言がございますが、こちらは子がおおむね15歳から21歳までの期間のことを言ひまして、欠配一子を除く子1人につき、4,000円を加算した額を支給します。

続いて、資料の一番下、※3をごらんください。欠配一子の取り扱いの廃止に関しましては、平成30年度の経過措置とは別に、激変緩和措置を設けます。今年度末に欠配一子に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、4月1日以降も引き続き欠配一子を扶養する期間に限り、当該欠配一子に係る手当額を平成30年度は1万1,500円、平成31年度から35年度までは1万3,000円とします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見聴取の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。それでは、初めに東京都北区教育総合相談センター条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

十分時間をかけて丁寧に準備を進めてくださっていること、本当にありがとうございます。具体的なところをこれからさらにつめていかれるのだというふうに思うのですが、実際に働く職員の中に、非常勤の方が大変多いということやカウンセラー等も含めて、あるいは時間帯が5時半まで延長されたことは大変結構なことだというふうに思う

のですが、その時間帯に全職員がいるわけではないというふうに思いますので、相談する側の方からにとっては、中での連携がより密に行われることが一番望まれることだというふうに思います。本当に言わずもがなのことを毎回申し上げて申しわけないのですが、改正した以上はやはりよりよいものを提供するということが大前提だということに思いますので、大変なことだとは思いますが、より一層中の職員の方同士の連携を密にして対応していただけたらというふうに心から願うところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。ほかに、何かございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、3件の議案に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件につきまして意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に日程第3、第5号議案、「東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

それでは、第5号議案「東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明を申し上げます。

国の動向としまして、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律が、平成29年4月1日から施行されました。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、区市町村教育委員会は学校運営協議会の設置が努力義務化されました。これに伴い、東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する必要がありますので、その改正内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、初めに別添の第5号議案参考資料、A4、1枚のものでございますが、こちらをごらんください。

上段は学校運営協議会に関する地教行法の主な改正事項、下段は地域とともにある学校への転換として、コミュニティ・スクールの具体的な姿についてのイメージ図が示してございます。下段のイメージ図につきましては、後ほどご高覧くださるようお願いいたします。

上段表の改正事項5点、こちらが今回の改正内容をあらわしておるものでございます。1点目は、学校運営協議会の設置の努力義務化です。協議会設置は努力義務となりますので、今までの規則に記載されていた「指定」という言葉がなくなり、「対象」という言葉に統一されます。詳しくは後ほど、新旧対照表でご説明申し上げます。

2点目は、学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加することです。地域や保護者以外に学校運営に関する活動を行うものを協議会の委員に加えることができるようになります。

3点目は、委員の任命に関する校長の意見申出の規定です。委員の任命には校長からの意見を聞くことが明記されました。

4点目は、委員の任用に関する意見の柔軟化です。このことにつきましては、既に規定済みのため、今回の変更はございません。

5点目は、複数校で一つの協議会を設置することです。小中一貫校を設置した場合等において、小中学校それぞれではなく、一つの協議会を設置できるようになります。

以上が改正のポイントとなります。

それでは、具体的に改正箇所をご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の4ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんください。

下線部が変更箇所となります。まず、第1条の下線部第47条の5という箇所を第47条の6に改めます。第2条の幼稚園の下に認定こども園を加え、下線部「のうち、指定する学校」を「ごと」に改め、同条に次のただし書きを加えます。「ただし、小中一貫教育を施す場合又は教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。」

それから、第2条に下線部の二つの項を加えます。

それから、第3条を削ります。

続いて、第4条の2、前条第1項の規定により、指定した学校（以下指定学校という）を対象学校に改め、同条第3及び第4の「指定学校」を「対象学校」に改めます。

また、同条第5の指定学校に在籍する幼児、児童または生徒の保護者（以下「保護者」という）を保護者に指定学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という）を地域住民に改め、同条を第3条とします。

第5条の下線部、第47条の第3項を第47条の6、第4項に改め、同条を第4条とします。

第6条、第4号及び第5号の指定学校を対象学校に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えます。6、対象学校の運営に資する活動を行うもの。

続いて、第6条に次の1項を加えます。2、教育委員会は対象学校の校長から申し出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聞くものとする。

次に第6条を第5条とし、第7条を第6条とします。

次に第8条、第2項、第1の指定学校を対象学校に改め、同条を第7条とします。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき、6ページをお開きください。第9条を第8条とし、第10条を第9条、第11条を第10条とそれぞれいたします。

続いて、第12条、第1項、第1の指定学校を対象学校に改め、同条を第11条とします。第13条第2項の指定学校を対象学校に改め、同条を第12条とします。

第14条を削り、第15条を第13条とし、第16条を第14条とします。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第5号、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告5号について、ご説明をさせていただきます。本日は席上のほうに資料の差し替えということで置かせていただきましたので、そちらの報告書のほうをお取りいただければと存じます。

教育委員会資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

1番の要旨でございます。平成29年6月に設置した神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会において、施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行ってまいりましたが、このたび、北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書としてまとめましたので、本日も報告をするものでございます。

それでは、別冊の開校推進協議会報告書のほうをごらんいただきたいと存じます。

こちらの報告書でございますが、1枚、2枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。

第1章の協議・検討にあたってから、第6章の推進体制及び開校までのスケジュールということで、6章で章立てしております。

また、参考資料としまして、後ろにお示しの三つの資料、また別添資料といたしまして、第1回から第5回までに使われました資料を、冊子のような形で、フォルダでまとめさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、報告書のほうのご説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

第1章協議・検討にあたってでは、1の北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想ということで、この協議会の役割は小中一貫校開校の全体構想を策定するために必要な事項について協議・検討し、教育委員会に報告すること。また、もう1点としまして、協議・検討にあたりましては、小中一貫校設置基本方針を踏まえ進めること。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合は、協議・検討の対象とすることは可能であること、この2点を確認して協議を進めてまいりました。

検討の進め方でございますが、検討の内容としましては、2のところでございます、推進体制及びスケジュールについて、以下お示しのとおりでございます。

2ページ、第2章基本的な考え方でございます。1の施設一体型小中一貫校の位置づけでございますが、神谷中サブファミリーを構成する3校を統合し、義務教育学校として位置づけて設置すること。

また、2の役割としましては、小中一貫教育の更なる向上を図るため、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層北区の教育内容を充実させ、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指すこと。

3の指定校制度及び通学区域では、現神谷中学校の通学区域と現神谷小学校と稲田小学校の通学区域を一致させること。

また、3ページをお開きください。4の学校ファミリー構想との関係でございますが、これまでと同様に12のサブファミリーの一つに位置づけることとしております。

4ページの第3章教育内容でございます。1の小中一貫教育の推進では、施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題等に積極的に取り組む必要がある。

また、2の学年段階の区切りにつきましては、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していること等を考慮し、6・3制を基本とすること。ただし、先行自治体で実施されている4・3・2制等の長所を可能な範囲で取り入れること

が望ましいとしております。

5ページをお開きください。3の教科担任制につきましては、小学校高学年を対象として教科担任制の導入を図ること。

4の部活動につきましても、小学校高学年について、部活動への参加を図ることが望ましいこと、ただし実施にあたっては十分な検討が必要であることに留意する。

また、5の学校行事につきましては、小中合同での実施を図ることが望ましい、ただし行事の内容や目的により、学年を分けた実施等、施設一体型ならではの創意工夫による学校行事にすることが望ましいとしております。

6ページ、6の特別支援学級につきましては、特別支援学級を設置することが望ましいとしてあります。

7ページをお開きください、第4章の学校経営でございます。1の教職員体制につきましては、国等の基準に基づき、教職員を配置する。また、全体を統括する校長が1名、そして小学校の教育課程を管轄する副校長、中学校の教育課程を管轄する副校長それぞれ各1名、そして両者のコーディネイト役となる副校長1名の配置といった副校長を配置すること。また、全ての教員が全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備することを確認していただいています。

2のPTA活動につきましては、小中が合同で活動することが望ましい。そのためには環境を整備に、会長等役員の負担を減らす体制とすることが必要であるとしてあります。

3の地域との連携につきましては、コミュニティ・スクールに指定するとしてあります。

そして、8ページ、第5章の施設整備をごらんください。施設配置でございます。施設配置については、良好な教育環境の確保のもと、授業時間の確保、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、公園機能の向上などを議論した結果、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して、下の図の施設配置とすることとするとしております。こちらの図を見ていただきますと、新たに現神谷公園を北運動公園側の北側に配置して、その下に北側校舎、そして地域開放エリアとしての一体的整備を図るとともに、道路を隔てまして南側に校舎を建てまして、現神谷公園の敷地になります。こちらに校舎を建てて、その下に大きなグラウンドを取るということで、児童・生徒のスムーズな動線を確認するという配置になります。

9ページをお開きください。この配置の考え方につきましては、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、授業時間の確保、児童・生徒の負担軽減等、公園機能の向上、それぞれ考え方を示してあります。

2の学校施設の概要でございますが、(1)の施設構成及び規模といたしましては、普通教室は1年生から6年生までで各学年4教室の24教室。また、7年生から9年生は各学年3教室の9教室ということで、そのほか特別支援学級の設置でありますとか、10ページでございます放課後子ども総合プランに必要な部屋、また特別教室、体育館棟を設置して、全体としましては延べ床面積で1万6,000平米を確保していこうという考えでございます。また、運動場につきましては、8,500平米の面積を確保していくということでございます。

その下、(2) 主な施設については、それぞれの施設についての留意すべきことを記載してございます。

これが11ページをお開きいただきまして、上段までが各施設の留意すべきことになっています。この上から三つ目のグラウンドのところでございますが、2段目、なお書きといたしまして、なお、放課後の部活動をわくわく広場が安全に活動できるよう整備することが必要であると記載しました。これは、協議会の中で何回かこの部分に関する意見が出されたことを踏まえて記載をしております。

また、(3) 安全・防災について、(4) 地域拠点としての学校整備についてでございます。(4) のところでは、①で学校を地域の生涯学習活動の拠点として捉え、会議室や体育館及び特別教室等は地域への貸し出しを想定した整備を行うということ、これも協議会での意見を踏まえて記載をしております。

また、(5) の近隣住環境への配慮でございます。今回、神谷中サブファミリーに施設一体型小中一貫校を設置するというところで、昨年は基本方針を策定して、その説明会を3回開きまして、またこの開校推進協議会を都合5回開いておりますが、その都度近隣の方への説明としまして、行ってきたところでございますが、神谷公園に隣接します集合住宅の方から、公園に校舎を建てることには強い反対意見が出されてまいりました。集合住宅の方々とは、先ほどの基本方針の説明会でありますとか、今回の開校推進協議会の終了後、別の日程で報告会を開きまして、その都度ご意見を聞き、そのご意見については、次の開校推進協議会で委員の方々に報告するというところで、対応をしてきたところでございます。

それらを踏まえまして、(5) のところで、②で現在都市計画公園がある位置に校舎の建設を予定していることから、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境にもできる限り配慮した検討が必要であるという記載をしてあります。

12ページ、3の学校施設整備の進め方についてでございますが、校舎の建設に際しては、神谷小学校と神谷中学校の児童・生徒の引っ越しの負担を避けるため、校舎が竣工するまで仮移転の必要がない建設方法(いながら改築)を検討することとしました。

現時点で想定されるスケジュールは、四角の中に記載されておりますが、平成30年度に基本設計に入りまして、31年度が実施設計と神谷体育館等の解体工事、また32年度から34年度にかけて、校舎の新築工事、そして平成35年度には竣工となりまして、ただ、その間に神谷小学校の既存校舎の解体、また神谷中学校の既存校舎の解体で、グラウンド整備と公園整備が行われますので、グラウンドの完成までには平成36年度で全ての工事が完了するというスケジュールを想定しているところでございます。

13ページをお開きください。学校の周辺整備についてということで、施設一体型小中一貫校の設置にあたりましては、歩行者空間の確保でありますとか、公開空地の整理、そして緑化の充実等を行ってまいります。

また、あわせて地域の防災拠点として位置づけて、防災機能及び避難所機能の充実を図ると。また、学校運営のさらなる充実を図るため、協議会でも意見が出されましたが、神谷公園西側に公有地が隣接しております。この公有地について、ぜひ積極的に検討するという形でご意見を頂戴いたしました。

14ページが第6章推進体制及び開校までのスケジュールということで、平成30年度以降は今年度全体構想をこの報告書を踏まえて策定をいたしまして、教育委員会のほうでも議案としてご審議いただく予定でございますが、30年度以降、三つの検討組織を立ち上げて推進してまいります。一つが学校経営検討委員会、もう一つがカリキュラム検討委員会、そして三つ目が新築基本計画等検討委員会となりまして、それぞれお示しの主な検討事項、また構成するメンバーはお示しのとおりとなります。

また、この枠の一番下に※で書かれておりますが、各委員会の検討状況というのにつきましても、適宜他の委員会へ報告して、情報は共有してまいりたいと考えております。

15ページをお開きください。開校までのスケジュールということで、先ほども申し上げましたが、平成30年度から三つの検討組織を立ち上げてまして、平成35年度の新校開設に向けまして、それぞれ検討を進めてまいります。また、参考といたしまして、その下に公園整備、新たに移設します神谷公園のスケジュールも載せております。16ページ以降は参考資料となります。この16ページにつきましては、開校推進協議会で出されました、先ほどもご説明申し上げました報告書に盛り込まれなかった要望・意見等をこちらにまとめております。後ほどご高覧いただければと思います。

17ページ、18ページがこの開校推進協議会の設置要綱、そして19ページ、20ページが別表としまして、開校推進協議会に参加していただいた方々のメンバー表となっております。

そして、21ページ、22ページ、こちらが開校推進協議会第1回から第5回、またその間視察も行いました。それぞれの協議内容等をこちらに記載をさせていただいているところでございます。

それでは、報告書の資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

3の今後の予定でございます。2月28日文教子ども委員会で、この協議会報告書を報告させていただきまして、3月12日の教育委員会定例会にこの報告書を踏まえた全体構想の策定ということで、付議をさせていただく予定でございます。そして、3月28日、総合教育会議で全体構想の策定内容を報告をするという予定でいるところでございます。

雑駁ではございますが、私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

新たな取組みで大いに期待するところですが、何といたってもカリキュラムの編成、検討は大変大事なところだというふうに思うのですが、何か参考とするようなところというのは、他府県ですとかを含めてあるのでしょうか。

教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	施設一体型の小中一貫校、義務教育学校でございますが、既に先行して実施している自治体もございます。そういったところの情報を、これからになりますけれども、当然このカリキュラム検討委員会の中では情報を集めまして、そういったものも参考にしながら、北区の小中一貫教育カリキュラムを策定していきたいというふうに考えているところでございます。
清正教育長	よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	質問なのですけれども、5ページで中学生の1年生か、小学校から1年生から6年生ですけれども、中学生を7年生、8年生、9年生というふうに表記されていますけれども、これは今後検討委員会でも呼び名といいますか、そういったものは検討していくのでしょうか。それとも、こういうふうな方向性で行きたいという何か理由等はございませんでしょうか。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	今回、設置します小中一貫校、義務教育学校は、いわゆる従来の小学校の教育課程、中学校の教育課程の部分ですね、それを一貫して行う学校となります。そういった意味で、1年生から9年生という言い方をしているところでございます。このほうが恐らく小中一貫校を設置したときには、わかりやすいのではないかとというふうに思っておりますので。 ただ、さまざまなご意見もあると思いますので、今後別の検討委員会を立ち上げますけれども、その中でご意見等も頂戴していきたいとは思っております。
檜垣委員	参考までにお伺いしたいのですけれども、他区の品川区の例ですとかは、視察をされた小中一貫校の品川区ですね。ここではどうだったのでしょうか。
教育指導課長	教育長

清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	品川区の場合も、義務教育学校ですので、やはり1年生から9年生というような名前 で呼んでおります。以上でございます。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	大いに期待できる取組みだと思っております。楽しみにしております。 同じく、5ページの3の教科担任制についてでございます。小学校の高学年、5年生、 6年生での教科担任制の導入ということは、中学校と同じような授業の展開ということ になるということでしょうか。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	教科担任制になりますので、イメージ的には中学校の授業の進め方と言いますか、教 え方ですね、担当の教科をその担当の先生が教えるという形になります。以上ござい ます。
渡辺委員	ありがとうございます。中学生では、そのような、そういうものっていうふうなの があるのですが、小学校の5、6年生と言いますと、まだまだ勉強面以外でもやはり精神 的なものとか、生活面というのも配慮が必要になってくることも、まだまだあるのでは ないかと思えます。メリット・デメリットがあると思えますが、やっぱりその日1日を 一人の先生が担任として見ているのか、別々の先生が教えていくのかということにおい ては、1日の姿ということが、子どもの姿というものが見えにくいところも出てくると 思いますので、その辺の先生方の連携というのも、勉強面以外のところで、とても大切 になってくるのではないかなと思いますので、その点も十分によろしくお願いいたしま す。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	ただいま、渡辺委員からご指定がありましたように、小学校での学級担任のよさと中 学校での教科担任制のよさと、双方のいいところがしっかりとれるように、これから検 討していきたいと思えます。以上でございます。

清正教育長

ほかに、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第5、報告第6号、「省エネ・インセンティブ制度」試行の終了について、事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

私のほうからは、平成26年度から28年度までの3年間にわたりまして、モデル事業として実施してまいりました「省エネ・インセンティブ制度」の検証と、それから試行の終了について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、表紙を1枚おめくりいただきまして、資料のほうをごらんください。ただいま申し上げましたように、平成26年度から3カ年でモデル事業をとということで、省エネの取組みの動機づけを考えるということがこの制度の主眼でございました。

2の制度の概要でございます。インセンティブ制度は二つの仕組みから試行いたしまして、(1)といたしましては、光熱水費の削減に学校単位で取り組んでいただいて、その成果をお金に換算して、事務費として学校に還元するという仕組みが一つでございます。

それから、もう一つは学校の教育活動の中で、省エネあるいは広く環境をとということテーマとした活動に取り組んでいただいて、これを1年に一度ご報告いただきまして、実績を残した学校を表彰するという制度でございました。

別冊になっておりますが、インセンティブ制度の検証についてという冊子で、活動の結果を簡単にご報告させていただきます。

恐れ入ります、2ページをお開きください。まず、光熱水費の削減と、それを還元するという仕組みの実績でございます。2ページにお示ししておりますので、使用料の祖増減がこの3年間どういうふうに移したかというものでございます。ごらんのような経過をたどっておりまして、平成26年度には1年間だけ電気・ガス・水道とも削減ができております。ただ、翌年から電気とガスは増加傾向にあつて、水道量だけが削減が続いているというような状況でございます。この使用量の推移につきましては、初年度の平成26年度には一斉に取り組んでいただいた成果があつたのもというふうを考えておりますが、それ以降の年次につきましては、その学校の皆様の努力が、一方で増の要因といたしまして、学校にはご案内のように空調をどんどん導入しております。それから、この間に新しい改築校の開校もございました。そういうことで、総量としては、学校個々の努力の光熱水費の使用量よりも、そうした増の要因のほうが上回ってしまったと。

それから、今後の見通しといたしましても、学校におきましては、地域開放の促進、それから放課後子どもプランなどによりまして、学童が、あるいはわくわく広場が学校の活動として、一体化してまいります。

そういう意味では学校施設の年間の稼働率は、どんどん上がってまいることを推測いたしますと、なかなか使用量そのものを学校単位の取り組みで数字として減らしていくというのは、なかなか難しい状況に来ているのかなというのが、3年間の実績を通して見えてくるものでございます。

以下、3ページもこれはCO₂換算で排出量を計算したものでございますが、当然量が相対的に減っていなければCO₂の排出量もふえてまいります。加えまして、この説明には触れておりませんが、社会変動によりまして、電気を生産する方式が原発依存から火力のほうに今シフトしていて、そうするとCO₂の係数のほうも上がってまいります。そうすると、使用量を削減しても係数が上がっていれば、CO₂の排出量が減らないと、これは学校がテーマとするには重たい現象でございますが、そういうような状況にあるというところでございます。

それから、続きまして、次の4ページ。これは金額に換算したときにどのような推移をたどったかというところでございますけれども、下段より少し上のところに枠で囲っておりますが、3年間の光熱水費としては9,000万円を超えるような削減を経費的にはしております。ただ、これは当然省エネに取り組んだということもございまして、光熱水費の基本料金等の見直しがあつて、そうしたものも影響して、金額の総額としてはこういった形になっている。

学校のいろいろな活動によって還元できた額が、その上の令達額という表に示しておりますけれども、省エネ・インセンティブ制度によっては、小学校、中学校をあわせて1,800万円ほどの事務費が還元はできております。これらは学校の活動のさまざまところに生かされたというふうに考えているところでございます。

それから、4ページの下(2)のところでございます。ESDへの取組に対する報酬制度ということで、これは残念ながら3カ年のうちで表彰というところに至った年度が27年度のみでございます。27年度にはお示しのよう3校が優秀な実績を残したということで、表彰をいたしております。

お隣、5ページからは今回のこの報告に際しまして、学校に対してアンケート調査を行いました。1、2点触れさせていただきますと、5ページ目の①のところで、制度導入を機会に省エネ活動に取り組みましたかというような問いかけに対して、多くの学校がこの制度導入時にはいろいろな新しい活動に取り組んでいただいたところでございます。

次のページ、6ページに行きまして、こうした取り組みを通じて教職員、児童、生徒の中で省エネに対する意識が高まりましたかという質問に対しても、半数を上回る学校が、とても実感した、あるいは実感したというふうに回答をいただいているところでございます。

恐れ入ります、最初の資料にお戻りください。資料のところの4の今後の予定でございます。

以上のような検証結果を踏まえまして、まず(1)省エネ・インセンティブ制度のう

ち、光熱水費削減分還元制度は平成29年度上期の令達分をもって終了とさせていただきますと考えております。

(2) といたしまして、E S Dの取組みは、学校教育の中での環境的な活動ということでございますので、これは省エネ・インセンティブ制度という全体の制度ではなくて、単独の形で今後も活動の継続強化を働きかけてまいります。

(3) といたしまして、動機づけの中で成果を求めたところの学校という公共施設としてのCO2排出に対するどのように今後貢献していくかというところについては、先ほど予算のところでは整備方針を見直すということでお話をいたしました。この整備方針の中でもエコスクールをさらに推し進めていくような、ハード的な取り組みができないかということも今後考えていきたいと思っております。これについては、少し時間のかかる取り組みではございますけれども、今の環境を考えますと、どのようなエネルギーを利用するかも含めて、抜本的に考え方を整理していかないと、なかなか実際のCO2の排出量にはつながってこないという状況もございますので、お時間を頂戴してそうしたことに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今現在、来年度の着手校として事業者選定を行っております西が丘小学校の設計においては、設計の提案の中でフルスペックのエコスクールについて、事業者から提案をしていただいて、それらについても事業者選定の中で加味していきたいというふうに考えているところでございます。

報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます・本件に関するご報告は終了させていただきます。
次に日程第6、報告第7号、「就学援助小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、報告第7号「就学援助小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給について」ご報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、資料をごらんください。

こちらですけれども、既に中学校のほうの入学に当たっての新入学学用品等購入については、今年度から実施することになってございます。今回の報告は来年度、小学校についても実施するというものでございます。

1、要旨です。経済的理由により、児童に教育を受けさせることが困難な保護者に対

して援助する就学援助制度の一環として、小学校入学時に必要な学用品等購入費の入学前支給を平成31年度入学より開始するものでございます。

2の現況、経過等です。就学園児の新入学学用品等購入費については、入学式当日を基準日として、前年の所得の確認作業が終わる7月に支給してございます。しかし、新入学時には、一時的に大きな負担が生じることから、入学前に前倒し支給をすることといたしました。小学校の入学の前倒しにつきましては、支給方法等について変更があるため、必要なシステム改修を今年度行い、31年度新入学より小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給を開始し、保護者の負担を軽減してまいります。

小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給の案内は、就学通知に同封し、教育委員会事務局学校支援課窓口で受付を行います。

なお、中学校については今年度より実施を開始してまいります。

3、今後の予定でございます。2月に文教子ども委員会に報告をいたします。11月下旬、就学通知に案内文を同封し、保護者宛てに送付いたします。それから、12月初旬、教育委員会の学校支援課窓口で申請の受付を開始しまして、翌3月中旬に就学援助認定結果通知送付及び支給の開始をいたします。なお、本日今現在のものでございますけれども、就学援助のお知らせのものを参考に配付させていただきました。後ほどご高覧いただければと思います。

報告については以上です。よろしく申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第7、報告第8号、「子どもの未来応援事業の拡充等について」、事務局から説明をお願いいたします。

子どもの未来
応援担当副参
事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当副参
事

それでは、私から報告第8号「子どもの未来応援事業の拡充等について」ご説明をさせていただきます。

資料を1枚おめぐりいただきまして、1の要旨をごらんください。

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づきまして、ひとり親家庭等相談事業、ひとり親家庭等学習支援事業、子ども食堂支援事業の3事業を今年度から実施をしてございます。この3事業を来年度さらに拡充して

実施することにより、計画の推進を図り、貧困の連鎖の解消に取り組むものでございます。

2の事業拡充の概要をごらんください。まず、(1)のひとり親家庭等相談事業(そらまめ相談室)についてです。今年度、事業年度途中の9月から実施をいたしましたので、今年度は合計で4回の交流会・講習会を実施する予定ですが、来年度は年間8回、土曜日に実施させていただく予定でございます。

窓口相談につきましては、現状平日8時半から17時まで受け付けをしているところでございますが、この交流会・講習会の実施後に平日来所が難しい相談者に対する個別相談室を来年度から開設いたします。さらに、平日再来所が難しい相談者に対して、窓口相談後も継続支援できるよう、メール相談にも対応いたします。今年度事業を展開する中で、一度平日相談に来られても、その後多忙のため窓口へ来所できない方や、こちらから継続支援のため、平日の日中に電話連絡してもなかなか連絡を取ることができない方や、またケースによってはDV案件などもございますので、こちらから積極的に手紙や自宅へ電話することが難しい場合のこともありますので、来年度からはメールでの継続支援を実施いたします。

次に(2)のひとり親家庭等学習支援事業(みらいきた)については、先ほど子ども未来課長からもご説明をさせていただきましたが、現在区有施設2カ所、定員40名で学習支援を実施しておりますが、来年度からは対象をひとり親世帯等の児童育成手当受給世帯だけでなく、生活保護や就学援助を受給している生活困窮世帯も対象に加え、区有施設3カ所、定員75名で実施いたします。

最終ページでございます、こちらの別紙1の参考資料をごらんください。

こちらは北区が実施しております、学習支援のイメージ図でございます。こちらの学習支援のイメージ図でございますが、対象を親の就労などにより、家で一人で過ごすことの多い子や、家庭での学習が困難な子どもとし、状態を自己肯定感や学習意欲について、高さ、低さを縦軸で示したものでございます。子どもみらい課が所管となるひとり親家庭等学習支援事業「みらいきた」は真ん中に網掛けの部分で位置づけさせていただいております。今、ご説明をさせていただきましたとおり、対象世帯をひとり親世帯から、それに加えまして、生活保護や就学援助世帯も対象に加え、実施場所を王子東地区、赤羽西地区の2カ所に加え、滝野川地区でも実施すること、対象世帯拡大に伴い、定員を40名から75名にすることが30年度に向けての変更点でございます。こちらのイメージ図につきましては、次の報告第9号でもご説明をさせていただきたいと思っております。

資料にお戻りいただきまして、次の(3)の子ども食堂支援事業については、補助金募集团体数を10団体から15団体へ拡大し、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図っていきたくと考えてございます。

3の各事業の実績をごらんください。(1)のひとり親家庭等相談事業の昨年9月から12月、4カ月、81営業日の相談件数につきましては、面接相談が91件、電話相談が39件、ファイナンシャルプランナーによる家計相談が13件、弁護士による法律相談が7件の計150件の相談を受け付けている状況でございます。

資料をおめくりいただきまして、相談内容につきましては、家計のこと、仕事探し、

仕事上のこと、資格取得が相談件数としては多い状況でございます。

次のひとり親家庭等学習支援事業の昨年10月から12月、実施回数11回の出席率につきましては、王子東地区が96%、赤羽西地区が93%と高い出席比率にて事業を実施してございます。

次の(3)の子ども食堂支援事業につきましては、昨年の教育委員会でもご報告をさせていただきましたが、その7団体に加えて、12月に申請がございました、網掛けの2団体、子ども食堂あゆみと赤羽子ども食堂もぐもぐの2団体を追加した、計9団体の活動を支援させていただいてございます。上から3団体が王子地区、中段の4団体が赤羽地区、下段の2団体が滝野川地区で子ども食堂を実施してございます。

次に、4の今後の予定をごらんください。(1)のひとり親家庭等相談事業につきましては、4月からメール相談を開始いたしまして、6月にはひとり親世帯へ窓口案内チラシを送付したいというふうに考えてございます。また、土曜相談につきましては、年間8回、各回3枠の相談時間といたしましては、30分から40分を実施する予定でございます。

次に(2)のひとり親家庭等学習支援事業につきましては、4月に今年度から既に実施しております、王子東地区、赤羽西地区の受講者を募集いたしまして、5月に事業を開始いたします。また、30年度から実施いたします、滝野川地区につきましては、5月までにプロポーザルにて事業者を選定し、7月に事業を開始する予定でございます。

(3)の子ども食堂支援事業につきましては、4月に事業周知をさせていただきまして、5月までに補助金交付団体を決定する予定でございます。

子どもの未来応援事業の拡充等について、私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に日程第8、報告第9号、「北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

子どもの未来
応援担当副参
事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当副参

それでは、私から報告第9号「北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について」ご説明をさせていただきます。

事

資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。

平成29年3月に策定いたしました、北区子どもの未来応援プランの推進にあたっては、北区の教育・子育て施策・保健・福祉・雇用など、さまざまな分野の施策や事業を相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります、そのため先月、第1回子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会議を開催し、本計画で位置づけた施策の進捗状況や、来年度に向けた事業予定などを主な取組事業一覧として、こちらの資料のA3判の資料1と資料2として取りまとめましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

資料1につきましては、この計画で主な取組事業と位置づけました施策について、各所管の実績や30年度に向けた事業予定等を記載させていただいてございます。

それぞれの施策の進捗等について、ご説明させていただきたいところがございますが、施策数が多いことや既存事業も多いということがございますので、こちらの資料1のこちらに重点検討項目と書かれています黒ポチのこちらですね、重点検討項目として掲げた事業を抜粋した資料のこちらの2で、こちらですね、事業の中から新規あるいは拡充した事業について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの資料2でご説明をさせていただきたいと思っております。

では、こちらの資料2に基づきまして、新規あるいは拡充した事業について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、こちらの資料の2の2ページの一番上の事業をごらんいただけますでしょうか。こちらの一番上の学力フォローアップ教室をごらんください。お手数ですが、先ほどお示しさせていただきました、こちらの学習支援のイメージ図も一緒にごらんいただければというふうに思います。先ほど、教育政策課長からも説明をさせていただきました、学力フォローアップ教室については、今年度まで小学校3年生、4年生のみを対象としていましたが、来年度12のモデル校にて小学校5、6年生まで対象を拡大いたしまして、小学校高学年の段階でのつまずきを解消するために放課後の補習教室を実施をさせていただくところでございます。

続きまして、こちらの資料の2ページの上から6段目の事業をごらんいただけますでしょうか。上から6段目の子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施をごらんください。子どもの貧困問題の理解促進と子どもサインを見逃さず、適切な支援になぐスキルを高めるための教職員向けの研修を、教育課題研修会において、昨年7月、8月に実施させていただき、また児童館職員向けの研修を2月に実施させていただく予定でございます。

続きまして、こちらの資料の2の下から3番目の事業ですね。生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業について、ごらんください。たびたびで恐縮でございますが、先ほどお示しさせていただきました、こちらの学習支援のイメージ図もごらんいただければと思います。こちらの事業につきましては、イメージ図の網掛けの子ども未来課の事業のこちらの左下の事業について、こちらについてご説明をさせていただきたいと思っております。こちらの事業、今年度は生活保護と就学援助を受給している世帯の小中学生、33人に対して、地域のボランティア団体による学習支援を東十条と滝野川の2カ所で開催をさせていただいたところでございます。来年度につきましては、対象世帯につきまして、ひとり親世帯である児童育成手当を受給している世帯も加え、原則小学生

を対象に定員を75名程度とし、実施箇所につきましては、30年3月桐ヶ丘と30年4月に堀船を加えた4カ所で実施をさせていただき予定でございます。今年度、生活福祉課のこちらの学習支援事業につきましては、中学生も対象としていたことから、網掛けの子ども未来課の学習支援事業と一部対象が重複しておりましたが、両課ともに対象世帯を生活困窮世帯とひとり親世帯ということで統一させていただき、また小学生は地域のボランティア団体によって指導いただき、中学生は学習塾を母体とした法人が指導を実施するというところで、事業を整理いたしたところでございます。

また、網掛けの子ども未来課の学習支援事業の上に位置づけました、被保護者自立促進事業につきましても、生活保護受給世帯の中学生の塾代を補助する事業ですが、この事業については中学3年生の塾代補助額を今年度から15万円から20万円に拡充しているところでございます。

恐れ入りますが、こちらまた資料の2にお戻りいただきまして、3ページの一番下の事業をごらんいただけますでしょうか。教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進についてです。こちらにつきましては、報告資料の経過の2にも記載をさせていただいたところでございますが、11月20日に北区子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会議要綱を制定いたしまして、先月1月11日に第1回の連絡会議を開催いたしました。来年度につきましては、平成30年7月、31年1月の2回を実施いたしまして、各課の連携を深め、子どもの貧困対策の推進を図っていききたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料2の4ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの資料の2の4ページの上から2番目の事業についてです。ひとり親家庭に向けた支援のパンフレットの作成などのわかりやすい情報発信について、ごらんいただけますでしょうか。こちらの昨年の教育委員会でもご報告をさせていただきましたが、ひとり親家庭への支援制度をまとめたひとり親専用のガイドブックですね、教育委員の皆様にお渡ししました、こちらのガイドブックですね、作成をさせていただきまして、また相談室の開設にあたりましては、事業周知としてのポスター、チラシを作成して、ポスターは児童館、保育園などの区有施設や受付窓口に掲示し、チラシはひとり親である児童育成手当全受給世帯に郵送をしたところでございます。こちら、児童育成手当に受給されている方全ての方にお送りしたこちらのチラシなんですが、今区民事務所において、離婚届にこういう形で挟み込みをさせていただいておりまして、これから離婚を考えられている方とか、これから検討する方、そういった方も対象にさせていただくということで、事業周知をさせていただいているところでございます。こちらのチラシについては、また児童育成手当を受給されている世帯について、来年度郵送をさせていただくということで考えてございます。

続きまして、資料の2の5ページをごらんいただけますでしょうか。資料2の5ページの一番上の事業、ひとり親家庭への生活支援の充実をごらんいただけますでしょうか。先ほど報告の第8号でも少し説明をさせていただきましたが、そらまめ相談室室内で教育資金の準備、資格取得の講習会やひとり親同士がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う交流会を実施いたしました。10月に交流会を実施し、12月と2月に講習会を実施いたしまして、利用者アンケートにより、高い満足度を得られている状況を把握

してございます。

その次に、その事業の2番目でございます、区民向けの講演会を初めとした、啓発活動の実施をごらんください。こちらの資料の上から2番目の事業でございます。区民向けの講演会を実施するという形で、情報発信することで、子どもの貧困について幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り支える機運を醸成することを目的に、先月1月27日に北とぴあドームホールにて日本の貧困問題の第一人者の一人である法政大学の教授、湯浅誠先生をお招きしまして、講演会を開催いたしました。この講演会には渡辺教育委員にもご参加をいただきまして、こちら定員140名のところ126名の方にご参加をいただき、地域における子どもの貧困問題についての関心の高さを伺うこともでき、大盛況の中講演会を開催することができました。来年度も著名者をお招きして、子どもの貧困に関する啓発活動を実施していきたいというふうに考えてございます。

最後にこちらの資料にお戻りいただきまして、今後、2月13日の子ども・子育て会議でも同様の内容を報告させていただきまして、また2月28日の文教子ども委員会でも同様の内容について、報告をさせていただきたいと思っております。

北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について、私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第9、報告第10号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第10号、「後援・共催事業に関する報告」をご説明させていただきます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。今回は名義使用承認報告が4件と事業実績報告が3件となります。

まず、名義使用承認報告1件目でございます。事業名が「星美学園短期大学公開講座」。主催者が星美学園短期大学でございます。恐れ入ります、5ページをお開きいただきたいと思っております。この事業の別紙でございます。事業内容はこちらにお示しのとおりイタリア文化講座、イタリア語講座、教養講座、保育・教育講座となっております。内容はお示しのとおりでございます。事業規模につきましては、こちらに書かれている

とおり講座名、参加費、定員、それぞれお示しのとおりでございます。恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、星美学園短期大学を会場といたしまして、実施されるものでございます。

2件目でございます。事業名が「MOTTAINAIキッズタウンTOKYO～MOTTAINAIキッズフリーマーケット～」。主催者が公NPO法人キッズフリマ。池袋サンシャインシティDホールを会場に実施されるものでございます。

2ページをお開きください。3件目でございます。事業名が「2017春休み こどもきこりキャンプ」。主催者がNPO法人エコ・コミュニケーションセンター。鬼が谷津の里山、角山の古民家「やしきぼっこ」を会場に、お示しのとおりの内容で開催されるものでございます。

4件目でございます。事業名が「北都民謡・舞踊連盟 第51回舞踊大会」。主催者が北都民謡・舞踊連盟でございます。北とびあさくらホールを会場に、お示しの内容で実施されるものでございます。

次に3ページをごらんください。事業実績報告でございます。お示しの2件と裏面4ページの1件合計3件となります。後ほど、ご高覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成30年第2回北区教育委員会定例会を閉会させていただきます。